

令和3年4月

関係各位

名古屋市健康福祉局長

福祉避難所の指定へのご協力をお願い

日頃は本市の福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。本市では、南海トラフ巨大地震を始めとする大規模災害への事前の備えとして、避難に際し配慮の必要な方（障害のある方、要介護・要支援認定のある方等）を対象とした「福祉避難所」の指定を推進しているところです。

福祉避難所は、身体等の状況や医療的ケアの面で、入院や介護施設への入所の必要はないものの、小中学校等の一般の指定避難所では、段差・トイレ等で生活に支障をきたす方に避難していただく施設です。

発災直後、一般の指定避難所に避難していただいた後に、その方々の状況を確認した上で移動していただく二次的な避難所と位置付けており、発災時の施設の被災状況等を確認しながら開設します。

福祉避難所については、東日本大震災や平成28年熊本地震においても被災地の各地に設置され、要配慮者の避難支援対策の中でも重要な役割を担っています。

福祉施設・事業所の皆様におかれましては、福祉避難所の指定についてご検討くださいますようお願い申し上げます。

ご連絡いただきましたら、個別に訪問しご説明させていただきます。

（参考）

福祉避難所指定か所数

129か所（令和3年4月1日現在）

指定している主な事業所種別

（高齢者福祉施設）通所介護事業所、特別養護老人ホーム（通所介護併設）等
（障害者福祉施設）生活介護事業所、就労継続支援事業所等

【本件のお問い合わせ先】

名古屋市健康福祉局監査課調査係（西村・杉浦）

Tel 052-972-2510 Fax 052-972-4150

E-mail: a2510-03@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

福祉避難所について

- 資料 1 福祉避難所の概要
- 資料 2 要配慮者の避難支援のイメージ
- 資料 3 福祉避難所の開設の流れ
- 資料 4 福祉避難所の整備手順
- 資料 5 福祉避難所の指定に関する協定書（例）
- 資料 6 福祉避難所の設置運営に関する Q&A
- 資料 7 福祉避難所施設一覧表

名古屋市健康福祉局

福祉避難所とは

高齢者や障害者等、通常の避難所生活において配慮を要する方を対象に開設される避難所であり、一般の指定避難所内に確保される「福祉避難スペース」と、そこでも避難生活が困難な方のための二次的避難所で、バリアフリー等の設備・体制が整った社会福祉施設等を利用して開設される「拠点的な福祉避難所」の2つがあります。

この資料で「福祉避難所」といった場合、後者の「拠点的な福祉避難所」の方を指します。

福祉避難所の指定基準

社会福祉事業を行う事業所のうち、次に掲げる基準を満たす施設を、法人ごとに事前に協定を締結し、福祉避難所として指定させていただきます。

- ① 土砂災害警戒区域等の区域外に位置すること
- ② 過去に浸水被害があった地域では、2階以上に避難空間が確保できること
- ③ 耐震・耐火構造の建築物で、バリアフリー化がされていること
- ④ 避難者用スペースとして 20 m²（1人当 2 m²として介助者を含め 10 人分）以上が確保できること

※ 福祉避難所を開設しながら通常事業を再開することは差し支えありません（再開にあたっては事業所管課にご相談ください。）。

※ 想定している事業所は、デイサービス等通所事業を行う施設であり、特別養護老人ホーム等併設施設の場合、入所者（緊急入所を含む）の処遇に支障がない範囲とします。

福祉避難所の対象者

身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない方であって、避難所での生活において配慮を必要とする方とします。

要配慮者もまずは一般の避難所へ避難し、そこで福祉避難所の対象者を振り分けさせていただきます。福祉避難スペースでの避難生活が困難な方に福祉避難所へ避難していただきます。

対象者を介助する方も、対象者本人とともに福祉避難所に避難することができます（介助者は1人までとし、要配慮者数には算入しません。）。

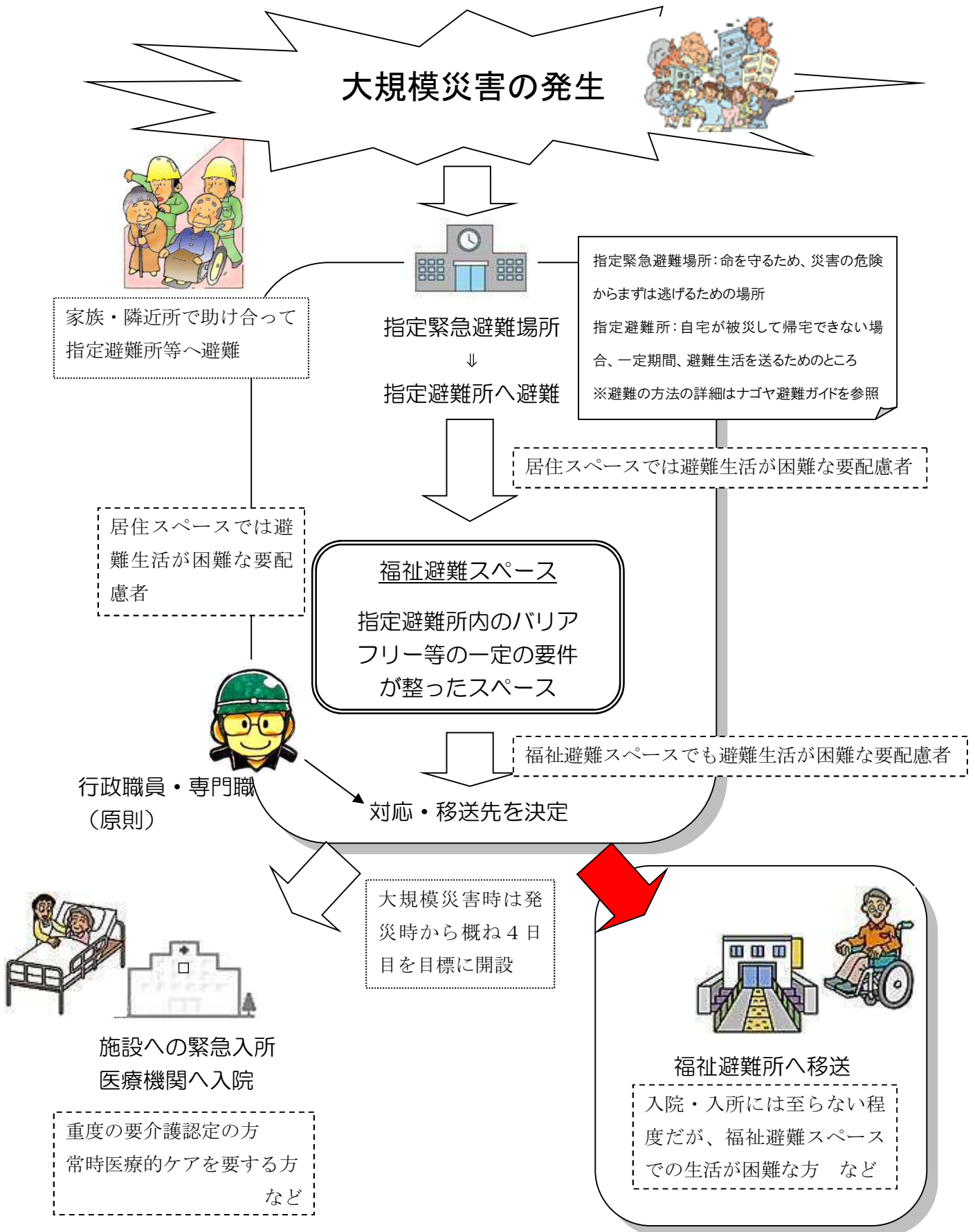
車いす利用者や一人での移動が困難な方など、小・中学校では段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護をお願いするものではありません。

福祉避難所の事業内容

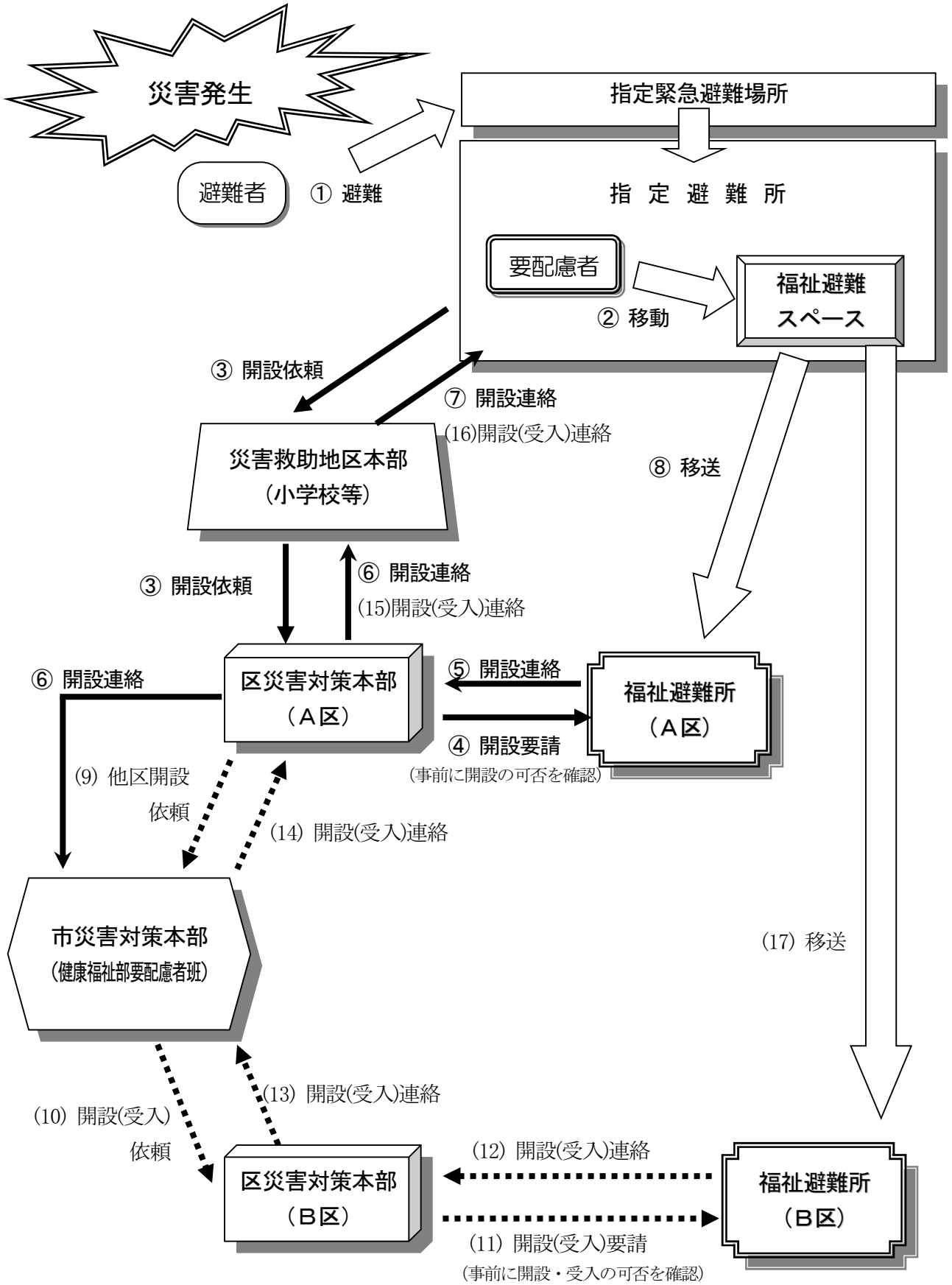
- ① 福祉避難所の設置、維持及び管理【夜間の宿直を含め1人以上の配置】
〔以下は個々の事業所の状況に応じて事前に取り決めます〕
- ② 被災した要配慮者の福祉避難所への移送（可能な範囲で）
- ③ 被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整（要配慮者を概ね10人受け入れ、相談員を1人配置した場合に限る）
- ④ 食事の提供や生活必需品の支給

災害救助法が適用され、法による救助とみなされるものにかかる費用については、全額を市が負担します。

要配慮者の避難支援のイメージ



福祉避難所の開設の流れ



- ① 指定緊急避難場所（命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所）へ避難する。
災害の恐れがなくなったら、指定避難所（自宅が被災して帰宅できない場合、一定期間、避難生活を送るためのところ）へ避難する。
- ② 指定避難所の通常の収容場所では避難生活の継続が困難な要配慮者がいる場合、速やかに福祉避難スペース（身近な福祉避難所）を開設し、移動させる。
- ③ 福祉避難スペース（身近な福祉避難所）で対応ができない要配慮者がいる場合、災害救助地区本部を通じて、拠点的な福祉避難所の開設を依頼する。
- ④ 区災害対策本部は、（指定施設に開設の可否を確認したうえで）開設可能な施設に対して拠点的な福祉避難所の開設を要請する。
- ⑤ 福祉避難所指定施設は、受入体制が整い次第、区災害対策本部へ開設する旨連絡する。
- ⑥ 区災害対策本部は、拠点的な福祉避難所の開設を災害救助地区本部及び健康福祉部要配慮者班へ連絡する。
- ⑦ 災害救助地区本部は、避難所に対し拠点的な福祉避難所開設の連絡を行う。
- ⑧ 拠点的な福祉避難所へ移送する。

【区内の拠点的な福祉避難所で受入ができない場合】

- (9) 区災害対策本部は、市災害対策本部要配慮者班へ他区の拠点的な福祉避難所の開設と要配慮者の受入を依頼する。
- (10) 市災害対策本部要配慮者班は、他区の区災害対策本部へ、拠点的な福祉避難所の開設と要配慮者の受入を依頼する。
- (11)～(13) 他区において、拠点的な福祉避難所の開設及び要配慮者の受入について調整し、受入の可否について、市災害対策本部要配慮者班へ連絡する。
- (14) 市災害対策本部要配慮者班は、区災害対策本部へ他区の拠点的な福祉避難所での受入について連絡する。
- (15) (16) 区災害対策本部は、災害救助地区本部を通じて避難所に対し他区の拠点的な福祉避難所での受入について連絡する。
- (17) 他区の拠点的な福祉避難所へ移送する。

福祉避難所の整備手順

施設管理者との協議

福祉避難所の概要説明（対象者、開設の流れ、事業内容等）
協定書案の提示
福祉避難所に供する場所の確認
指定基準調査票、施設図面

施設基準の適合状況の確認

土砂災害危険箇所でないこと、水害時の避難空間確保、耐震・耐火構造
バリアフリーの状況、20 m²以上の避難者用スペースの確保 など

収容定員の算定

1人あたり2 m²で算出

福祉避難所指定の承諾

福祉避難所指定の内諾後、区総務課・施設所管課と調整し、意見を聴取
事業範囲の決定（移送協力の有無、相談受付・連絡調整、食事・日用品の支給）
協定書の締結
指定避難所指定承諾書

避難所指定事務

防災危機管理局へ書類送付、指定手続き依頼

↓

防災危機管理局による指定避難所の指定、地域防災計画への掲載、公示

福祉避難所の周知

地域防災計画には掲載するが、施設名については積極的に周知を行わない。

福祉避難所の指定に関する協定書（例）

（目的）

第1条 この協定は、名古屋市（以下「甲」という。）が、〇〇〇（以下「乙」という。）に対し、乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、名古屋市内で大規模な災害が発生した場合において、要配慮者が避難するためにその施設を使用することについて協力を要請するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

（施設使用の要請）

第2条 甲は、通常の避難所に避難した要配慮者が二次的に避難するために開設される福祉避難所として次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。この場合乙は、甲からの要請をできるかぎり受け入れるよう努めるものとする。

（該当施設）

第3条 福祉避難所として指定する施設は、別表1のとおりとする。

2 前項の指定は、別に定める手続きにより行う。

（要配慮者の受入れ）

第4条 第2条による甲の要請は、施設の所在する区の災害対策本部（以下「区本部」という。市災害対策本部または施設の所在する地区の災害救助地区本部から要請があった場合は、本条において要請のあった当該本部に読み替えるものとする。）からの福祉避難所開設要請によって行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、すみやかに受入体制を整え、準備が完了した時点で要請のあった区本部に福祉避難所を開設した旨を連絡する。

3 前条の施設へ移送を要する要配慮者の受入れについては、別に定める様式により区本部から当該施設に対して要請されるものとする。

4 前項の受入れ要請があったときは、受入れの可否を要請のあった区本部へ連絡する。なお、受け入れる場合にあっては、乙は可能な範囲で移送についても協力するよう努めるものとする。

5 要配慮者を介助する者は、当該要配慮者とともに前条の施設に避難させることができるものとする。ただし、この場合通常の避難所の対象者として取り扱うものとする。

6 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。この場合、甲乙協議の上、第1項から第4項までの規定に関わらず、連絡体制等について別に定めることができるものとする。

（福祉避難所の開設期間）

第5条 第2条の要請に基づく福祉避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、必要な場合は甲乙協議の上、7日以内で延長することができるものとし、さらに再延長が必要な場合は同様に取り扱うものとする。

2 乙は、前項の開設期間中は、福祉避難所の施設管理のため必要な当直者を配置するものとする。

（物資の支給、要配慮者への支援）

第6条 乙は、避難者に対する必要な食品の給与及び被服、寝具その他生活必需品の給与または貸与について、別表2に定めるところによる。

2 乙は、被災した要配慮者や家族の相談等日常生活上の支援及び要配慮者が必要とする

福祉サービスや保健医療サービスを受けるための援助について、別表2に定めるところによる。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所の開設にかかる経費（前条の事業を受託した場合の経費を含む。）について、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。

2 甲は、乙が福祉避難所を適切に運営し、また通常事業の実施に支障とならないよう、必要な物資や介護者等及び長期避難者の受入れ先を確保するよう努めるものとする。

(協議)

第8条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

(変更及び廃止の届出)

第9条 乙は、福祉避難所指定施設を廃止し、又は改築その他の理由により福祉避難所指定施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、甲に対して届け出るものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、第3条第2項の指定のあった日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

年 月 日

(甲) 名古屋市
代表者 名古屋市長 河村 たかし

(乙) 法人代表者職・氏名

別表1

施設名称	所在地
デイサービス〇〇	〇〇区〇〇町〇丁目〇番地
△△△△△	△△区△△町△丁目△番地

別表2

(事業所名称：)

福祉避難所の業務	規定	実施の有無
食品の給与	協定第6条第1項	
生活必需品の給与・貸与	協定第6条第1項	
相談等支援・援助	協定第6条第2項	

福祉避難所の設置運営に関するQ&A

1. 開設に関すること

質 問	回 答
福祉避難所を開設している間は、通常の事業は実施できないのか？	避難者用スペースが確保され、かつ、事業に支障が生じない限り、福祉避難所を開設しながら事業を継続あるいは再開することは構いません。ただ、事業の再開にあたっては人員基準等の兼ね合いもございますので、施設所管課にもご相談ください。
開設時間帯・期間はどのくらいか？	<p>開設時間は24時間となります。</p> <p>開設の始期は、災害発生後、開設の要請を受け、受入態勢が整った時となります（大規模災害の場合、概ね4日目を想定しています。）。</p> <p>避難所の開設期間は、避難者数の状況にもよりますが、災害の規模によっては数ヶ月（仮設住宅へ入居するなどにより避難者が解消するまでは約1ヶ月）の間に及ぶ場合も考えられます。</p> <p>いずれにしても、災害発生後7日ごとに、開設期間の延長について避難所管理者と協議して決定していくこととなります。</p>

2. 事業内容に関すること

質 問	回 答
避難所として必要な物資（毛布・食料・仮設トイレ等）は、事業者が用意するのか？	<p>避難所として必要な物資は、原則として区本部を通じて市災害対策本部へ要請し、市が調達して避難所へ輸送することとしています。</p> <p>ただし、福祉避難所を設置する事業者が食料の提供をしたり、生活必需品の支給ができるようであれば、協定締結の際に、それらについても福祉避難所業務に含めていくことを協議させていただくこととなります。</p> <p>この場合、食料や生活必需品は必ずしも事前の備蓄に限ることなく、災害発生後に普段の取引業者や近隣の店舗等から流通物資を調達していただくことも想定しています。</p> <p>また、実際に事業者が食料や生活必需品の支給をした場合には、そのための経費を福祉避難所の運営経費に含めて市が全額負担するものとします。</p>
福祉避難所の開設・管理に必要な職員は、事業者が配置するのか？	避難所管理者が、施設管理をするため職員等の中から常時1人以上を配置する必要があります。
配置する職員の資格要件等はあるか？（看護師・ヘルパー等）	福祉避難所に配置する職員は、施設管理を目的としているので特に資格要件はありません。

質 問	回 答
<p>避難所であれば 24 時間体制なので、デイサービス事業者であれば通常配置している職員だけで管理することは不可能だと思うが、避難所として配置する職員は何人くらいを想定しているか？</p>	<p>施設管理を目的とした当直者を想定しているので、最低 1 人以上の配置が必要と考えています。</p> <p>昼夜通して避難所管理要員として配置する必要があることから、管理職や職員による交替勤務、超過勤務などで対応するか、緊急にパート等を雇い上げるか、法人内部の他事業所等からの応援を受けるかなど、状況に応じた可能な限りの対応を想定しておく必要があると考えています。</p>
<p>特養併設のデイの場合、特養の宿直者が、福祉避難所の当直を兼務することは可能か？</p>	<p>可能です。ただし、特段の事情がない限り経費の負担は発生しないことになると思われます。</p>
<p>災害が発生してからすぐに新たに職員を雇用することは無理だと思うが、事業者で職員を配置できない場合は、名古屋から配置してもらえるのか？</p>	<p>避難所管理者側が配置に必要な職員等を確保できないうちは、福祉避難所の開設はできないと考えています。</p>
<p>福祉避難所への避難の対象者は、高齢者や障害者等通常の避難所で生活することが難しい方だと思うが、事業者の行う管理業務の範囲は、単に鍵の管理等のみではなく、避難者への相談員及び介助員等を配置し日常生活上の支援まで行うのか？</p>	<p>福祉避難所の対象者は、身体等の状況や医療面でのケアの必要性から介護保険施設や病院等へ入所・入院するに至らない程度のものであって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者と想定しています。</p> <p>対象者を介助する者 1 人についても、対象者本人とともに福祉避難所に避難させることができることとしています。</p> <p>福祉避難所の設置のねらいは、主として車いす利用者や一人で移動することが困難な方など、通常の避難所となる学校の体育館などでは段差があってトイレに行けないような方のために、ハード面で適している避難所に移ってもらうということを想定したもので、福祉避難所自体に対象者の介護機能までも期待しているものではないので、介助員の配置が必要な状況になれば、通常の避難所と同様、区を通じて市災害対策本部へ派遣要請していただくこととなります。</p> <p>また、要配慮者を概ね 10 人以上受け入れる場合には、被災した要配慮者や家族からの相談を受けたり、福祉・保健医療サービスを受けられるよう関係機関への連絡調整を行うための相談員 1 人を配置できる費用を市が負担しますので、必須条件ではありませんが、人材が確保できるようであれば、協定締結の際に、相談員配置についても福祉避難所業務に含めていくことを協議させていただくこととなります。</p>

3. 費用に関すること

質 問	回 答
事業者が職員を配置するとした場合、開設・管理に必要な人件費等の費用は、市が出してもらえるのか？	福祉避難所としての運営に要する費用は、人件費を始め光熱水費等すべての実費（区分が不明確な経費は合理的な積算方法により算出された金額）を、市が委託料として全額支払うこととしています。
災害発生後、避難者が施設に来て、行政からの要請を待たずに、自主的に福祉避難所を開設した場合も、市は費用負担してくれるのか？	避難者が福祉避難所の対象者の要件を満たしていれば、開設の時点に遡及して、要請があった場合と同様、福祉避難所と認められます。 この場合、事後すみやかに、災害救助地区本部を通じて区災害対策本部にその旨報告する必要があります。
避難者に対して、緊急入所やショートステイ等のサービスを実施した場合の費用も、市は負担してくれるのか？	緊急入所、緊急ショートステイ等による対応で生じた費用については、介護保険制度等の福祉各法による対応となります。

4. その他

質 問	回 答
通常の避難所において、福祉避難所の対象者が振り分けられるとのことだが、それは誰がどのように行うのか？	当該避難所に配置される行政職員により、福祉避難所の対象者に該当するか否かを判断することを原則としています。
災害が原因で、事業者の配置した職員にケガや死亡、障がいが残った場合、労災の適用にならないため、何らかの対応が必要となるが、その場合の補償等はどうなるか？	自然災害が直接の原因で死亡したり、負傷して労災の適用がない場合は、災害救助法における協力命令を受けた者に対する扶助金の支給、あるいは災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害弔慰金または災害障害見舞金の支給が、一定の条件のもとで可能と考えています。
福祉避難所において、止むを得ず避難者を介助していた際に、避難者が怪我をした場合はどうなるか？	上記のとおり福祉避難所の事業に介護までは求めていないものの、現実的には福祉避難所を運営する中で、止むを得ず介助等を行っていただくこともあり得ると考えます。 その場合、市として関与することは致しかねます。すでに加入している保険において対象に含まれるかどうかは、保険会社に確認してください。
デイサービスの利用者と避難者との間でトラブルが生じ、どちらかが怪我をした場合はどうなるか？	市として関与することは致しかねます。すでに加入している保険において対象に含まれるかどうかは、保険会社に確認してください。
福祉避難所の指定を受けている事業所を改築した場合、何か手続きが必要か。	指定施設を廃止したり、改築等の重要な変更を加えたりする場合は届出が必要となります。お手数ですが、まずは健康福祉局監査課までご連絡ください。

福祉避難所施設一覧表

令和 3年 4月 1日現在

区別	学区別	福祉避難所	所在地	収容人員	電話番号	設置者(*は指定管理者)	協定締結日 (指定年月日)
千種	上野	小規模多機能居宅介護ちくさ	下方町七丁目29番地の1	23	725-7270	(医)借行会	H24.8.1 (H24.8.1)
		うえの授産所	北千種二丁目1番44号	10	711-1236	(福)千種福祉会	H24.11.15 (H24.11.15)
	富士見台	なごやかハウス希望ヶ丘	希望ヶ丘二丁目3番9号	28	752-1552	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.25)
	高見	サポートセンターbeing若水	若水三丁目21番22号	10	721-1300	(福)名古屋手をつなぐ育成会	H24.2.10 (H24.2.10)
	千代田橋	あかりの家(千種苑)	竹越一丁目3番11号	41	721-8111	(株)プラス	H25.3.27 (H25.3.27)
	東山	緑風	猫洞通1-15	50	781-2466	(福)名古屋ライトハウス	H31.3.1 (H31.3.22)
東	葵	ジョイフル千種	葵三丁目25番地23号	46	856-8811	(福)サンライフ	H29.4.1 (H29.5.1)
	東桜	名古屋市高岳福祉会館	泉二丁目28番5号	62	931-8174	*(福)名古屋市東区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)
		東桜の里	東桜二丁目22番2号	21	939-3303	(福)幸寿会	H30.3.30 (H30.5.15)
	山吹	山吹ワーキングセンター	白壁一丁目41番地	30	961-5677	(福)名古屋東福祉協会	H24.1.20 (H24.1.20)
	東白壁	老人保健施設康陽	代官町3番2号	10	932-1686	(医)東光会	H30.1.5 (H30.2.5)
	明倫	なごやかハウス出来町	出来町三丁目16番11号	17	711-8122	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)
		山吹ワーキングセンター明倫	出来町三丁目19番26号	24	799-3991	(福)名古屋東福祉協会	H25.9.30 (H25.10.23)
	矢田	もくれん作業所	大幸一丁目4番6号	10	711-1301	(福)あずま福祉会	H30.2.28 (H30.3.28)
砂田橋	ジョイフル砂田橋	砂田橋一丁目1番1号	47	723-3111	(福)サンライフ	H29.2.20 (H29.3.31)	
北	光城	小規模多機能かくれんぼ	金城町四丁目56番地	32	918-7462	NPOかくれんぼ	H25.3.1 (H25.3.11)
		小規模多機能 恵	金城町四丁目31番1	30	934-7480	NPOかくれんぼ	H25.3.1 (H25.3.11)
		デイサービスかくれんぼ	金城町4丁目47番地の2	62	918-7470	(福)等生会	H30.3.26 (H30.4.17)
	飯田	名古屋市上飯田福祉会館	上飯田南町1丁目45番地の4	23	914-0831	*かくれんぼ・名古屋市北区社会福祉協議会コンソーシアム	H21.3.30 (H21.3.31)
	大杉	なかまの家大杉	大杉三丁目20番18号	10	910-3501	(福)なかまの家	H28.3.10 (H28.3.22)
	楠西	デイサービス暁音	丸新町35番地	10	909-7035	(株)ジェネラス	H25.7.31 (H25.8.28)
		ハンナの里	大我麻町277	10	903-1955	(福)エッセイの株福祉会	H25.10.10 (H25.11.13)
	東志賀	めいほく鳩岡の家	鳩岡町一丁目1番5号	116	911-0055	(福)名北福祉会	H25.11.22 (H25.12.9)
西味鏡	社会福祉総合施設 やすらぎの郷	西味鏡一丁目901番地の15	80	901-5559	(福)やすらぎの郷	H26.4.1 (H26.5.2)	
西	城西	名古屋市天神山福祉会館	花の木三丁目18番12号	39	531-0023	*(福)名古屋市西区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)
	なごや	白働塾ナイスまいる	那古野二丁目11番22号	10	561-8910	NPO白働塾	H25.9.30 (H25.12.2)
	庄内	よつ葉の家	新福寺町二丁目6番地の2	17	529-5400	(福)よつ葉の会	H24.1.20 (H24.1.20)
	栄生	なごやかハウス名西	名西一丁目24番8号	13	521-9771	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)
	中小田井	サンホープ名古屋	中小田井五丁目35番地	47	504-2020	(福)名肢会	H24.2.28 (H24.2.28)
	大野木	VOLO	歌里町147番地	36	505-6082	(福)エゼル福祉会	R元.12.9 (R元.12.17)
	比良西	小規模多機能あじさい「すなはら」	砂原町336番地	23	508-8303	(株)サカイ	H25.3.1 (H25.3.11)
	平田	平田豊生苑	平出町87番地	21	505-7201	(福)和進奉社会	H24.2.28 (H24.2.28)
中村	柳	あかりの家(中村苑)	烏森町6丁目91番地	42	482-3555	(株)プラス	H25.3.27 (H25.3.27)
	中村	名古屋市名楽福祉会館	名楽町4丁目7番地の18	39	481-8588	*(福)名古屋市中村区社会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)

区別	学区別	福祉避難所	所在地	収容人員	電話番号	設置者(*は指定管理者)	協定締結日(指定年月日)
中村	中村	名身連第二ワークス・第二デイサービス	中村町7丁目84番地の1	75	413-5811	(福)名古屋市身体障害者福祉連合会	H24.7.1 (H24.7.1)
	稲葉地	小規模多機能住宅介護のぞみ	城屋敷三丁目41番地	44	419-0314	(医)借行会	H24.8.1 (H24.8.1)
	米野	清月荘	深川町三丁目80番地	37	451-4073	(福)青大慈悲福祉協会	H24.10.1 (H24.10.1)
中	大須	名古屋市前津福祉会館	大須四丁目15番15号	26	262-1869	*前津なかよしコンソーシウム	H21.3.30 (H21.3.31)
	正木	グループホーム正木の家	正木2丁目14番18号	17	265-7394	(有)菜花	H28.12.2 (H29.5.1)
	新栄	ユートピアつくも	新栄三丁目32番17号	40	263-3380	(福)九十九会	H24.10.22 (H24.10.22)
	老松	かくれんぼ鶴舞	千代田3丁目32番地8号UR7-パ ンフル鶴舞公園2号棟1階	46	331-1713	NPOかくれんぼ	H25.3.1 (H25.3.11)
昭和	松栄	桜山いこいの家	下構町1丁目3番地	10	853-3979	(福)名古屋手をつなぐ育 成会	H24.2.10 (H24.2.10)
		重症心身障がい児デイサービ スnatsu、Hana	長戸町五丁目44番地	47	841-2877	(福)ふれ愛名古屋	H26.6.16 (H26.7.15)
		若杉作業所	下構町1-3	15	680-7123	(福)平針福祉会	H30.3.12 (R1.5.15)
	御器所	サマリアハウス	恵方町2丁目15番地	94	841-5554	(福)AJU自立の家	H22.9.15 (H22.10.4)
	鶴舞	小規模多機能あじさい「つるま い」	山脇町4丁目8番9号	33	733-3377	(株)サカイ	H25.3.1 (H25.3.11)
	吹上	サポートセンターbeing吹上	吹上町1丁目35番地の7	10	741-1419	(福)名古屋手をつなぐ育 成会	H24.2.10 (H24.2.10)
	滝川	名古屋市八事福祉会館	八事本町100番地の14	22	832-2779	*(福)名古屋市昭和区社 会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)
	伊勝	なごやかハウス福原	福原町1丁目40番地	19	781-7703	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)
	八事	南山の郷	南山町5番地	58	831-3451	(福)愛知育児院	H21.12.1 (H21.12.10)
瑞穂	穂波	サポートセンターbeing瑞穂	神穂町7番35号	10	824-9115	(福)名古屋手をつなぐ育 成会	H24.2.10 (H24.2.10)
	高田	堀田デイサービスセンター	堀田通5丁目6-1	13	889-7271	(福)野並福祉会	H20.1.25 (H20.2.14)
		瑞穂ケアセンターあお空	大喜新町4-36	53	882-0008	敬愛(有)	H25.9.30 (H25.11.12)
	豊岡	名古屋市瑞穂福祉会館	萩山町1丁目22番地	58	841-3113	*(福)名古屋市瑞穂区社 会福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)
	陽明	なごやかハウス岳見	岳見町3丁目4番地の1	14	837-4917	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)
瑞穂	大喜デイサービスセンター	大喜町四丁目15番地の3	23	859-2620	(福)しあわせあつくん	H24.3.22 (H24.3.22)	
熱田	船方	名古屋市熱田福祉会館	四番二丁目10番10号	124	659-6306	*(福)名古屋市熱田区社 会福祉協議会	H26.8.11 (H26.8.26)
	白鳥	サポートセンターbeingあつた	神宮四丁目4番5号	10	671-6212	(福)名古屋手をつなぐ育 成会	H24.2.10 (H24.2.10)
		あつたいこいの家	神宮四丁目4番5号	10	671-6219	(福)名古屋手をつなぐ育 成会	H24.2.10 (H24.2.10)
		グレイスフル熱田	花表町1番26号	58	855-2211	(福)サンライフ	H24.3.22 (H24.3.22)
	名身連第一ワークス・第一デイ サービス	横田二丁目4番22号	31	671-5225	(福)名古屋市身体障害者 福祉連合会	H24.7.1 (H24.7.1)	
中川	正色	共愛の里	下之一色町権野108番地 の4	21	302-8011	(福)共愛会	H24.3.30 (H24.3.30)
		第2共愛の里	下之一色町権野108番地 の6	47	302-8029	(福)共愛会	H24.3.30 (H24.3.30)
	常盤	サポートセンターbeing小本	小本一丁目20番37号	37	361-9881	(福)名古屋手をつなぐ育 成会	H24.2.10 (H24.2.10)
	八幡	名古屋市中川福祉会館	八幡本通2丁目40番地	103	351-9121	*こどもNPO・介護サービ スさくらコンソーシウム	H20.5.30 (H20.6.17)
	昭和橋	わーくす昭和橋	福船町4丁目1番地	75	361-5150	(福)みなと福祉会	H25.8.30 (H25.9.20)
豊治	デイサービスセンターあくあ	供米田2丁目904番地	32	355-8565	(有)海まりん	H30.9.10 (R1.5.7)	
港	野跡	なごやかハウス野跡	野跡五丁目2番3号	14	384-7483	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)
	大手	第2ユニオンワークス	名四町131番地の2	22	387-5565	(福)大幸福祉会	R元.8.9 (R元.8.22)
	小碓	名古屋市港福祉会館	寛政町7丁目28番地	14	382-7009	*港区社協・名古屋おやこ コンソーシウム	R2.4.30 (R2.5.25)
障害児デイケアさざなみ		入場一丁目114番地の1	22	355-8000	(福)みなと福祉会	H24.10.1 (H24.10.1)	

区別	学区別	福祉避難所	所在地	収容人員	電話番号	設置者(*は指定管理者)	協定締結日(指定年月日)
港	小碓	デイサービスセンター港寿楽苑	寛政町6丁目25番地	15	381-0040	(福)昌明福祉会	H25.3.11 (H25.3.11)
	正保	リサイクル港作業所	正徳町6丁目69番地1	47	382-1933	(福)ゆたか福祉会	H24.10.22 (H24.10.22)
		みらいろ	正保町八丁目110番地	30	382-3200	(福)ゆたか福祉会	R元.9.30 (R元.10.17)
	西福田	デイサービスセンター南陽	新茶屋1丁目1701番地	66	303-0152	(福)華陽会	H20.5.1 (H20.5.16)
	福田	あしたの家	七反野1丁目1828-1	32	304-8620	(福)みなと福祉会	R元.7.25 (R元.8.8)
	港西	港ワークキャンパス	十一屋一丁目70番地の4	386	382-1551	(福)名古屋ライトハウス	H24.1.20 (H24.1.20)
	成章	なごやかハウス丸池	丸池町1丁目3番地	20	659-7730	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)
	東海	重症心身障がい者生活介護 satsuki	九番町四丁目6番1	50	661-1811	(福)ふれ愛名古屋	H26.6.16 (H26.6.30)
	南陽	うろじの家	西茶屋四丁目111番地	13	309-7390	(福)みなと福祉会	H25.6.10 (H25.6.28)
南	笠寺	リサイクルみなみ作業所	元塩町6丁目8番地の5	33	612-5391	(福)ゆたか福祉会	H24.10.22 (H24.10.22)
		笠寺精治療病院	笠寺町柚ノ木3番地	45	821-9221	(医)交正会	H24.11.1 (H24.11.1)
	笠東	名古屋市笠寺福祉会館	白雲町57番地	28	811-1282	*(福)名古屋市南区社会 福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)
	道徳	ゆたか作業所	泉楽通4丁目5番3	50	692-3531	(福)ゆたか福祉会	H24.2.28 (H24.2.28)
	千鳥	南部地域療育センターそよ風	三吉町6丁目17番	50	612-3357	(福)名古屋キリスト教社会 館	H25.2.12 (H25.3.11)
		活動センターねーぶる	要町1丁目20番	22	611-0707	(福)名古屋キリスト教社会 館	H25.2.12 (H25.3.11)
	白水	生活支援センターびぼっと西館	源兵衛町5丁目18番10	33	613-1306	(福)名古屋キリスト教社会 館	R元.7.25 (R元.8.8)
	宝南	みのり共同作業所	元塩町3丁目1番地の3	20	612-6237	(福)ゆたか福祉会	H24.10.22 (H24.10.22)
	明治	なごやかハウス三条	三条二丁目16番42号	36	692-7781	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)
守山	小幡	名古屋市守山福祉会館	小幡一丁目3番15号	27	793-6330	*(福)名古屋市守山区社会 福祉協議会	H21.3.30 (H21.3.31)
	鳥羽見	守牧苑	守牧町128番5	242	795-5400	(福)福誠会	H24.1.20 (H24.1.20)
	瀬古	よつ葉こども園	瀬古一丁目220番地2	212	795-1588	(福)よつ葉の会	H26.2.7 (H26.3.4)
		瀬古の家	瀬古二丁目209-1	10	758-6201	(福)よつ葉の会	H29.11.27 (H30.1.9)
	吉根	ユートピア第2つくも	鼓が丘一丁目115番地	60	739-1677	(福)九十九会	H20.2.15 (H20.2.21)
	大森	大森授産所	元郷一丁目912番地	32	799-0020	(福)大森福祉会	H20.8.8 (H20.8.15)
	白沢	第二尾張荘	川東山3321	105	794-1611	(福)愛知玉葉会	H23.8.12 (H23.8.12)
		白沢作業所 本館	白沢町16番地	24	794-1922	(福)あさひ会	H28.2.29 (H28.3.15)
		白沢作業所 別館	川上町165番地	21	794-8788	(福)あさひ会	H28.2.29 (H28.3.15)
緑	相原	名古屋市緑福祉会館	相原郷二丁目701番地	21	624-3131	*こどもNPO・名古屋市緑区社会 福祉協議会コンソーシアム	H21.3.30 (H21.3.31)
	大高北	特別養護老人ホーム 楓林花の里	大高町字上叡池10番地	12	625-0294	(福)英楽会	H29.5.1 (H29.6.1)
		特別養護老人ホーム 緑生苑	大高町字上叡池14番	15	625-1538	(福)緑生福祉会	H29.12.18 (H30.1.9)
	鳴子	鳴子のおひさま	鳴子町1丁目6番地 鳴子 団地第80棟001号室	19	899-0588	NPOたすけあい名古屋	H25.3.29 (H25.4.1)
		鳴子クリニック	鳴子町1丁目44番地の2	10	895-7651	(医)NC	R元.7.31 (R元.8.8)
	鳴海東部	なるみ作業所	諸の木三丁目2407番地	11	878-6921	(福)ゆたか福祉会	H25.7.20 (H25.9.24)
	小坂	なごやかハウス滝ノ水	滝ノ水三丁目2103番地	19	895-7671	(福)なごや福祉施設協会	H20.3.25 (H20.3.31)
	平子	生活介護リル	左京山451番地の2	35	829-1091	(株)恵	H29.3.14 (H29.3.31)
	大清水	広瀬内科デイサービスセンター	鎌倉台一丁目714番地	10	629-1012	(株)ジェンティーレ	H29.5.18 (H29.9.1)
	熊の前	ひかり老人保健施設	藤塚三丁目2802番地	31	878-4511	(医)清水会	H31.3.1 (H31.4.8)

区別	学区別	福祉避難所	所在地	収容人員	電話番号	設置者(*は指定管理者)	協定締結日 (指定年月日)
緑	熊の前	まこと老人保健施設	藤塚三丁目2604番地	57	878-9811	(医)清水会	H31.3.1 (H31.4.8)
名東	名東	名古屋市名東福祉会館	亀の井二丁目201番地	12	703-9282	*名東区社会福祉協議会・ さくらコンソーシアム	H28.8.1 (H28.10.26)
		小規模多機能エム・ケア名東	高間町43	33	702-7700	(株)名東介護センター	H25.5.1 (H25.5.29)
	貴船	メイトウ・ワークス	勢子坊二丁目1301番地	17	702-2863	(福)名東福祉会	H24.8.1 (H24.8.14)
	前山	ひまわりの風	梅森坂3丁目3607	58	709-3811	(福)ひまわり福祉会	H25.12.2 (H26.1.14)
	香流	住宅型有料老人ホーム四季の 華 名東山の手	山の手二丁目802番地	10	799-8847	コーディアルケア(株)	H26.10.10 (H26.10.21)
天白	天白	てふてふ	池場二丁目1005番地	20	800-5960	(福)飛翔	H25.11.1 (H26.1.22)
		ほっとはむ3・4	池場三丁目408番地	22	808-3613	(福)ほっとはむ	H24.3.22 (H24.3.22)
		デイサービスセンターみちくさ	土原2丁目408	37	800-2141	(有)みちくさ	H25.7.1 (H26.2.10)
		天白福祉会館	池場五丁目1801番地	20	802-2351	*たすけあい名古屋・名古屋市天 白区社会福祉協議会コンソーシアム	H27.3.10 (H27.3.30)
	大坪	老人ホーム誠和荘	植田山二丁目101番地	20	781-2859	(福)八起社	H29.1.20 (H29.3.31)
	高坂	デイサービスセンター高坂苑	高坂町197番1号	78	805-0100	(福)高坂福祉会	H28.3.18 (H28.5.6)
	島田	デイサービスセンター大根	大根町58	10	808-0100	(福)高坂福祉会	H30.3.30 (H30.6.26)
	相生	デイサービス ライフケア久方	久方一丁目140番地	20	809-3555	(株)エル・シー・エス	H29.2.21 (H29.5.1)
	平針南	地域密着型特別養護老人ホーム ひらばりみなみ	平針南二丁目1002番地 の1	10	807-3600	(福)地域福祉コミュニティ ほほえみ	H26.10.17 (H26.12.24)
		はあと平針	天白町大字平針字黒石 2878-354	10	804-8571	(福)平針福祉会	H27.6.3 (H27.7.31)
	野並	特別養護老人ホーム ケアマキス笹原	笹原町1701番地	18	918-3000	(福)ケアマキス	H29.4.1 (H29.6.1)
	植田南	名古屋市寿荘	植田二丁目201番地	40	802-3991	*(福)八起社	H27.7.1 (H27.7.31)
	植田北	わくわくデイカフェ	焼山二丁目105番地	20	880-6537	(株)Life・遊	H27.4.13 (H27.6.22)
		老人保健施設サンタマリア	鴻の巣一丁目1101番地	34	803-3611	(福)聖霊会	H29.3.13 (H29.5.1)
	平針北	おちゃや	元植田二丁目1904番地	10	806-3188	(有)チェリッシュ企画	H30.3.30 (R3.1.12)
	計	129 か所			4,921		